福島社発第　１７３　号
平成２４年１０月１８日

会員各位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

社会保険労務士法における社会保険労務士法人について

昨年、社会保険労務士法（以下「法」という。）における社会保険労務士法人が社員２名のうち１名が業務停止の処分を受けた場合、法第25条の22（解散）第２項に該当するかどうか疑義が生じ、理事会で協議の結果、連合会に照会することにしました。

これについて、連合会から昨年末、社労連第582号により回答がありました。

これに対し、当該関係者からこの解釈は、厚生労働省から以前に聞いた内容と違うという申し出がありました。

県会は連合会に対し、当該条文について厚生労働省で精査し、解釈を明確にするよう再度申入れました。

その結果、厚生労働省で精査され、あらためて解釈が本年３月連合会より示されました。

当該問題に対する厚生労働省の解釈は別添のとおりであります。

社労連第 108 号
平成 24 年 3 月 6 日

福島県社会保険労務士会
会　長　　鈴　木　健　夫　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　金　田　　修
（公印省略）

社会保険労務士法人について（回答）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 12 月 19 日付福島社発第 217 号（「社会保険労務士法人について（照会）」）にてご照会のありました件につきましては、平成 23 年 12 月 22 日付社労連第 582 号（「社会保険労務士法人について（回答）」）によりご回答申し上げたところですが、厚生労働省において、あらためて社会保険労務士法を精査したうえでの解釈がなされましたので、前記社労連第 582 号による回答をあらため、下記のとおり回答いたします。

謹　白

記

＜回答＞

ご照会の件は、社会保険労務士法第 25 条の 22 に規定する法人の解散にあたりません。

＜理由＞

1．社会保険労務士法（以下「法」という。）全体を踏まえたうえで、法第 25 条の８（社員の資格）について厚生労働省において、あらためて精査した結果、同条第２項に掲げる「社員になることができない」者とは、社会保険労務士法人（以下「法人」という。）の設立等に際し、新たに法人の社員になろうとする者をさす、と捉えるのが適切であるという解釈にいたりました。

したがって、既に法人の社員である者について、当該条文は適用されません。

2．他方、法人の社員である者が、法人の存続中に社員の資格を失うことに関しては法第25条の21（法定脱退）の規定が適用されます。

なお、以下の法定脱退事由のいずれかに該当した場合は、法人の社員の資格を失うことになります。

（1）社会保険労務士の登録抹消

（2）定款に定める理由の発生

（3）総社員の同意

（4）除名

3．法第25条の2又は第25条の3の規定により社会保険労務士の業務停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者については、法第25条の21に規定する法定脱退事由に該当しません。

4．以上を勘案しますと、今回業務停止の処分を受けた貴会会員は、あくまでも社会保険労務士の業務を行うことができないということに留まり、法人の社員の資格まで失うものではありません。

よって、法人の社員は2名以上のままであることから、法第25条の22に規定する法人の解散にはあたりません。

以　上

（担当：登録･電子課登録係）